

令和6年7月30日

令和6年12月13日更新

令和7年3月12日更新

「大阪・関西万博」未来を担う子どもたちの体験学習支援事業 Q&A

NO	Q:質問	A:回答
1 事業の目的について		
(1)	この事業の目的は何ですか。	世界とのつながりなくして地域の産業や経済、生活は成り立たなくなっている中、子どもたちが「大阪・関西万博」に参加することで、県教育基本計画に掲げる「グローバル人材の育成」に資する国際理解教育の推進や「課題解決能力の育成」に寄与する課題解決型学習の推進などにつなげることを目的としています。
2 補助対象について		
(1)	県内在住で、県外の学校に通学している場合は、補助の対象となりますか。	県内の小学校、中学校、高校(全日制・定時制・通信制)、特別支援学校(幼稚部を除く。)、高等専門学校(第4、5学年を除く)、専修学校・各種学校(高等課程のみとする。)が大阪・関西万博に参加する際に、補助をすることとしているため、補助の対象とはなりません。
(2)	修学旅行と委員会活動など、1人が複数回参加する場合は補助対象となりますか。	補助回数は、1人1回となります。2回目以降は、補助対象外となります。既に本補助事業を活用して「大阪・関西万博」に参加した児童生徒がいる場合は、当該児童生徒の入場料・交通費を除いた額が補助対象経費となります。
(3)	委員会活動や部活動などで、学校を越えたグループで参加する場合は補助対象となりますか。	学校教育活動として教職員の引率のもと、学校を越えたグループで参加する場合は補助の対象となります。その場合は、グループを1単位として、入場チケットの全額(補助率:10/10)と交通費(実費1/2又は上限10万円のいずれか低い額)が補助対象経費となります。 また、交付申請書は、グループから補助事業の実施業務の委託を受けた旅行事業者又はグループの代表学校が申請者となって提出してください。

(4)	「県内」の学校とは、どういった学校を指しますか。	県内に所在地のある小学校、中学校、高校(全日制・定時制・通信制)、特別支援学校(幼稚部を除く。)、高等専門学校(第4、5学年を除く)、専修学校・各種学校(高等課程のみとする。)のことをいいます。(県外に所在地のある学校は、補助の対象とはなりません。)																																				
3 補助対象経費について																																						
(1)	補助対象とする経費は何ですか。	補助対象となる経費は、学校団体割引が適用された入場チケットの全額(補助率:10/10)と交通費(実費 1/2 又は上限 10 万円のいずれか低い額)となります。																																				
(2)	修学旅行で参加する場合の学校への補助額の上限は、どのように考えるのでしょうか。	交通費の補助額は、1学級当たり実費 1/2 又は上限 10 万円のいずれか低い額となりますが、学級単位で計算するため、学校への補助額については、次のように考えることとなります。 児童生徒の精算に対しては、適切に事務を行ってください。 【交通費の補助額例】 <table><tr><th>学校</th><th>学級</th><th>人数</th><th>交通手段</th><th>貸切バス借上げ料</th><th>1 学級当たりの交通費</th><th>補助額</th></tr><tr><td rowspan="4">小学校</td><td>ア学級</td><td>30 人</td><td rowspan="2">貸切バス</td><td>30 万円</td><td>30 万円</td><td>10 万円</td></tr><tr><td>イ学級</td><td>30 人</td><td>30 万円</td><td>30 万円</td><td>10 万円</td></tr><tr><td>ウ学級</td><td>29 人</td><td rowspan="2">貸切バス</td><td rowspan="2">30 万円</td><td>29 万円※</td><td>10 万円</td></tr><tr><td>エ学級</td><td>1 人</td><td>1 万円※</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td colspan="6">補助額合計</td><td>305,000 円</td></tr></table> ※ 1 台の貸切バスに2学級が乗車する場合、1学級当たりの交通費は、一人当たりの交通費の単価×学級人数として計算。	学校	学級	人数	交通手段	貸切バス借上げ料	1 学級当たりの交通費	補助額	小学校	ア学級	30 人	貸切バス	30 万円	30 万円	10 万円	イ学級	30 人	30 万円	30 万円	10 万円	ウ学級	29 人	貸切バス	30 万円	29 万円※	10 万円	エ学級	1 人	1 万円※	5,000 円	補助額合計						305,000 円
学校	学級	人数	交通手段	貸切バス借上げ料	1 学級当たりの交通費	補助額																																
小学校	ア学級	30 人	貸切バス	30 万円	30 万円	10 万円																																
	イ学級	30 人		30 万円	30 万円	10 万円																																
	ウ学級	29 人	貸切バス	30 万円	29 万円※	10 万円																																
	エ学級	1 人			1 万円※	5,000 円																																
補助額合計						305,000 円																																
(3)	各市町等が行っている補助事業等との併用は可能ですか。	可能です。併用する場合は、ほかの補助事業を適用した後の金額に対し、本補助事業が適用されます。 なお、「特別支援教育就学奨励費」は、ほかの補助事業には該当しません。																																				
(4)	入場チケットの寄付を受けた場合は、補助対象となりますか。	寄付を受けた額を除いた額が補助の対象となります。入場チケットの寄付を受けた場合は、寄付分を除いた入場料と交通費が補助の対象となります。																																				

(5)	引率教職員の入場料は、補助の対象になりますか。	引率教職員の入場料は、当該学校長が公益財団法人 2025 年日本国際博覧会協会に対し申請することにより、無料で入場することが可能となるため、補助の対象になりません。
(6)	交通費とは、どのようなものを指すのですか。	貸切バスの借上げ又は学校が所有するバスの使用、有料道路の通行、公共交通機関の利用、駐車場の利用に係る経費のことをいいます。 有料道路とは、高速自動車国道、都市高速道路、本州四国連絡道路及び一般有料道路のことをいいます。 公共交通機関とは、航空機、鉄道、路面電車、船舶（フェリー、貸切船等）、バス、タクシー、ハイヤーのことをいいます。
(7)	「大阪・関西万博」を含む旅程の企画を旅行事業者に委託した場合にかかる企画料金や旅行傷害保険料、バス運転手の昼食代は、交通費に含まれますか。	企画料金や旅行傷害保険、バス運転手の昼食代は、交通費に含みません。
(8)	学校が所有するバスの使用に係る経費とは、どのようなものを指すのですか。	この補助金において学校が所有するバスの使用に係る経費とは、学校から「大阪・関西万博」を含む旅程に出発し、学校に帰着するまでに係る燃料費のことをいいます。
(9)	学校が所有するバスを使用して「大阪・関西万博」に参加した際のバスの燃料費は、どのように算出することになりますか。	事前にバスの燃料を満タン状態としてから、学校から「大阪・関西万博」を含む旅程に出発してください。その後、学校に帰着するまでに給油した燃料費が補助対象となります。
(10)	引率教職員の交通費は、補助の対象になりますか。	引率教職員の交通費は、補助対象とはなりません。

(11)	「大阪・関西万博」を含む旅程とは、何を指すのですか。	「大阪・関西万博」までの行程を含む全旅程のことをいいます。 修学旅行の一行程として「大阪・関西万博」に参加する場合の全旅程や、校外学習で「大阪・関西万博」に参加する場合の往復旅程に係る交通費が補助対象となります。								
(12)	新興・再興感染症感染拡大とは、どういう状況ですか。	この補助金において新興・再興感染症とは、感染症法の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症をいいます。感染拡大とは、新興・再興感染症の感染拡大により、学級閉鎖や学年閉鎖になった場合をいいます。 《上記感染症について》 <table><tr><th>分類 (規定されている感染症)</th><th>分類の考え方</th></tr><tr><td>新型インフルエンザ等感染症 (新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症)</td><td>・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの</td></tr><tr><td>指定感染症</td><td>現在感染症法に位置付けられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの</td></tr><tr><td>新感染症</td><td>人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの</td></tr></table>	分類 (規定されている感染症)	分類の考え方	新型インフルエンザ等感染症 (新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症)	・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの	指定感染症	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの	新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの
分類 (規定されている感染症)	分類の考え方									
新型インフルエンザ等感染症 (新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症)	・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの									
指定感染症	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの									
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの									
(13)	キャンセル料は、どのような場合に支払われますか。	新興・再興感染症の感染拡大により、学級閉鎖や学年閉鎖になった場合のみキャンセル料を支払います。 数名の児童生徒が、参加できなくなった場合のキャンセル料は認められません。 キャンセル料は、キャンセルに係る費用の 1/2 又は上限 10 万円のいずれか低い額とします。								

(14)	キャンセル料の支払いには、どのような手続が必要ですか。	補助金廃止承認申請書(様式第6号)の申請が必要です。その上で、補助金廃止承認通知書の交付を受けた場合は、補助金実績報告書(様式第8号)及びキャンセル料がわかる書類(請求書等)を提出してください。
4 交付の申請について		
(1)	交付申請の受付期間は、いつまでですか。	受付期間は、「令和6年7月30日(火)～令和7年9月12日(金)※当日消印有効」となります。
(2) NEW!!	交付申請には、どのような書類が必要ですか。	補助事業の実施業務の委託を受けた旅行事業者又は参加する学校のいずれかが申請者となり、「補助金交付申請書(様式第1号)」、「補助事業内訳書(別紙1)」、「旅行行程表」、「見積書(内訳書含む)の写し」、「誓約書(別紙2)」、「学校から委託を受けたことが分かる書類」を、体験学習支援事業補助金申請受付窓口(香川県教育委員会事務局総務課)宛てに、郵送で提出してください。
(3) NEW!!	複数の学校が連合で参加する場合、申請者はどうなりますか。	交付申請書は、補助事業の実施業務の委託を受けた旅行事業者又は連合で参加する学校の代表学校が申請者となって提出してください。
(4) NEW!!	「補助事業内訳書(別紙1)」はどのように記載するのですか。	「補助事業内訳書(別紙1)」の行ごとに各学級の参加予定人数や事業に要する経費等を記載してください。募集要領に記載例がありますので御参照ください。 なお、特別支援学級も1学級として記載するほか、複数の学校が連合で参加する場合も、各学校の学級ごとに参加予定人数等を記載してください。
(5)	「大阪・関西万博」の参加日が、学級や活動ごとに違う場合でも学校ごとに1枚の申請書で提出する必要はありますか。	原則として、学校ごとに1枚の交付申請書を提出してください。 ただし、「大阪・関西万博」の参加日が学級や活動ごとに違い、補助金の支払いを異なるタイミングで受けたい場合は、学級や活動ごとでも申請をすることは可能です。
(6)	旅行行程表には、全ての行程を記載する必要がありますか。	修学旅行の一行程として「大阪・関西万博」に参加する場合の全旅程や、校外学習で「大阪・関西万博」に参加する場合の往復旅程に係る交通費が補助対象となるため、旅行行程表には、全ての行程を記載する必要があります。
(7)	学校が所有するバスで「大阪・関西万博」に参加する場合、見積書の添付の必要はありますか。	学校において参加予定人数、入場料と交通費(燃料費、有料道路の通行料金、駐車場の利用料金)の全額及び単価がわかる見積書を作成の上、交付申請書に添付して提出してください。

5 補助事業の変更について		
(1)	補助事業の内容を変更する場合は、どのような手続が必要ですか。	補助事業に要する経費の合計額の2割を超える増減を伴う変更の場合は、「補助金変更承認申請書(様式第4号)」と「補助事業変更内訳書(別紙3)」を提出してください。補助対象経費の合計額の2割を超えない変更の場合は、申請書等の提出は不要です。
(2)	交付決定を受けた補助事業を実施しない場合は、どのような手続が必要ですか。	「補助金廃止承認申請書(様式第6号)」を提出してください。
6 実績報告について		
(1)	実績報告書は、いつまでに提出する必要がありますか。	補助事業が完了した日から起算して 30 日以内に、実績報告書を郵送で提出してください。
(2)	旅行行程表には、全ての行程を記載にする必要がありますか。	修学旅行の一行程として「大阪・関西万博」に参加する場合の全旅程や、校外学習で「大阪・関西万博」に参加する場合の往復旅程に係る交通費が補助対象となるため、旅行行程表には、全ての行程を記載する必要があります。
(3)	学校が所有するバスで「大阪・関西万博」に参加した場合、請求書の添付の必要はありますか。	請求書のかわりに、入場料と交通費(燃料費、有料道路の通行料金、駐車場の利用料金)の領収書を添付してください。
7 補助金の支払について		
(1)	額の確定通知を受けた後、補助金の支払を受けるにはどのような手続が必要ですか。	補助金の額の確定通知を受けた後は、「補助金精算払請求書(様式第 10 号)」を提出してください。請求書の提出後、指定の口座に補助金の振込みを行います。
8 その他		
(1)	多くの来場者が予想されますが、混雑状況によっては、パビリオン等の見学に影響があるのではないのでしょうか。	万博では、会場への入場時間予約や駐車場入庫時間予約制度等の採用が予定されており、来場日及び来場時間のピークの平準化を行い、混雑緩和を図ることで、スムーズな見学が可能となると聞いています。詳細は、EXPO 2025 大阪・関西万博公式 Web サイト(https://www.expo2025.or.jp/)を御確認ください。

(2)	来場者が食事をする場所がありますか。	校外学習等で参加した児童生徒については、会場内へのお弁当の持ち込みが可能です。詳細は、EXPO 2025 大阪・関西万博公式 Web サイト (https://www.expo2025.or.jp/) を御確認ください。
-----	--------------------	---